

## ～活動報告～

### JICA長期派遣専門家としての業務を終えて

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト

前 JICA 長期派遣専門家/チーフアドバイザー

西 岡 剛（現名古屋地方検察庁検事）

#### 第1 はじめに

当職は、2010年4月1日から2013年9月30日までの約3年6か月にわたり、国際協力機構（JICA）が実施しているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの長期派遣専門家（チーフアドバイザー）としてベトナム社会主義共和国（ハノイ市）に派遣され、法整備支援事業に従事した。当職が従事した期間中に、本プロジェクトはフェーズ1からフェーズ2に移行した。なお、フェーズ1は、2007年4月1日から2011年3月31日までの間に実施され、フェーズ2は2011年4月1日から始まり、2015年3月31日に終了予定となっている。当職は、2つのフェーズにまたがり、チーフアドバイザーとして、本プロジェクトの総括業務を担当した。本報告は、3年6か月にわたる当職の現地での主な活動結果をまとめたものである。

#### 第2 プロジェクトの概要及び目標

本プロジェクトは、ベトナムにおいて、裁判実務及び裁判執行実務が、統一的に運用され、かつ公平性及び透明性が確保されたものとなることを目指している。そのために、ベトナムにおける基本法令の起草支援及び法律実務家の能力向上のための活動を実施している。本プロジェクトのカウンターパート<sup>1</sup>

は、司法省、最高人民法院、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会である。そして、法律実務家の能力向上のための活動を通じて、ベトナムの現行法令の実務上の問題点を抽出し、実務上の問題点を反映した基本法令の制定、改正を目指しており、そのためには、地方の実情を把握する必要が生じる。そこで、本プロジェクトでは、ベトナムの各地方に赴き、サーベイ活動や法律の普及活動等を精力的に実施していた。このように、本プロジェクトでは、地方での活動経験を生かしながら、基本法令などの法規範文書の制定、改正作業に取り組んでいるのである。つまり、本プロジェクトでは、実務家の能力向上のための活動と法規範文書の起草支援活動とを結合させることを狙っており、それが本プロジェクトの一つの目玉となっている。

この点、本プロジェクトの支援対象となる基本法令は、民法（担保法分野、国際私法分野を含む）、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政訴訟法などの訴訟法、民事判決執行法、破産法、国家賠償法、人民裁判所組織法及び人民検察院組織法であり、能力向上の対象となる法律実務家は、司法省の法律関連職員（執行官、戸籍・担保取引登記・国家賠償等の担当職員）、裁判官、検察官及び弁護士である。

各カウンターパートが担当している法令は、以下のとおりである。

<sup>1</sup> カウンターパートとは、JICAのプロジェクト活動を実施している対象国家機関及び組織のことである。

### ●司法省

民法、民事判決執行法、国家賠償法、担保取引登記に関する法令

### ●最高人民裁判所

民事訴訟法、行政訴訟法、人民裁判所組織法、破産法

### ●最高人民検察院

刑事訴訟法、人民検察院組織法

当職の任務は、チーフアドバイザーとしての総括業務であったが、主に担当していたカウンターパートは、司法省及び最高人民検察院であったことから、これらカウンターパートとの活動に焦点を絞って活動結果を報告することにする。

## 第3 本プロジェクトにおける地方活動の特徴

本プロジェクトにおいては、上記のとおり、積極的に地方活動を展開したことから、まず本プロジェクトにおける地方活動の特徴を簡単に紹介する。

### 1 司法省

フェーズ1及びフェーズ2を通じて、ベトナムの各地方を巡回して、法律の普及活動（トレーニングコース）<sup>2</sup>の開催や法令の実施状況の実情調査（地方サーベイ）を実施した。そのほか、各種法規範文書の作成にあたり、ベトナムの主要な地方都市（ホーチミン市、ダナン市等）において、ドラフトに対する意見を聴取するためのセミナーも実施した。その際、国家機関関係者から意見を聴取することはもちろん、民間の実務家からも実践的な意見も聴取していた。

### 2 最高人民検察院

フェーズ1のころは、バクニン省人民検察院をパ

<sup>2</sup>トレーニングコースを通じての法律普及活動とは、ベトナムの中央機関である司法省職員が講師となり、地方の司法連絡員に対し、国家賠償法、担保取引登記関連法規、戸籍実務等を説明するものであり、その際、日本人専門家も日本の法制度を簡単に紹介することもあるが、これらの活動については、基本的にはベトナム側が主体的に実施している。

イロットエリアとして指定し、フェーズ2に入ってからは、ハイフォン市人民検察院をアバンスドアクティビティエリア<sup>3</sup>として指定して、特定エリアにおいて、検察官を中心とした法律実務家の実務能力改善のための各種活動を実施した。また、ラオカイ省、ハイズオン省、クアンビン省という地方都市においてもセミナーを開催するなどし、バクニン省やハイフォン市での活動経験を生かしながら、プロジェクト活動を全国的に展開した。

これら地方での各プロジェクト活動には、検察官、裁判官及び弁護士等の法曹関係者以外にも、公安警察関係職員、人民参審員、税關職員、共産党関係者等幅広い分野の関係者が多数参加していた。また、検察官に関しては、省級の検察官以外にも県級の検察官も参加するなど、末端の法律実務家の能力向上も図っていた。そのほか、刑事訴訟法改正、人民検察院組織法改正過程において、省級の人民検察院所属の実務家からも現行法の問題点を聴取するためのセミナーを積極的に開催していた。

## 第4 具体的なプロジェクト活動の内容及び成果

次に、具体的にプロジェクト活動がどのように展開され、どのような活動成果を得ることができたのかについて紹介する。

### 1 司法省

司法省内には複数の部局があるので、国際協力局が窓口となり、それぞれの部局が所管している分野において、プロジェクト活動が実施された。本プロジェクトで活動を実施している部局は、民事経済法部、国家担保取引登記局、民事判決執行総局、国家

<sup>3</sup>アバンスドアクティビティエリアとは、フェーズ1で実施したパイロットエリアでの活動成果を踏まえ、より発展的な活動（例えば他機関との共同活動の実施、省級だけでなく県級の法律実務家の育成）を行うためのエリアをいう。なお、ベトナムの行政単位は、中央、省（日本の都道府県レベル）、県（日本の市町村レベル）となっており、中央に最高人民検察院（裁判所）、各省に63の省級人民検察院（裁判所）、各县に700の県級人民検察院（裁判所）がある。

賠償局、司法行政部及び司法学院である。

## ① 民事経済法部（民法担当）

### ア) 活動の概要

市場経温化に適合した改正民法草案の作成に向けて、長期派遣専門家との間で複数回のワーキングセッション、ワークショップ<sup>4</sup>等を開催したほか、短期専門家（日本の民法学者）を招へいしての現地セミナー<sup>5</sup>（2回）、ベトナム司法省関係者を日本に招へいしての本邦研修（2012年3月）も実施した。これらの各活動を通じて、ベトナム司法省に対し、民法の基本的な体系（パンデクテン方式、インスティトゥティオネス方式）、日本民法の構造・総則分野（行為能力制度、法人制度、代理制度、時効制度等）・物権及び債権の意義・占有制度・各種物権（用益物権、担保物権）等に関する基本的な情報提供を行った。また、本邦研修を実施した約2か月後には、その結果を共有するためのセミナーを司法省内で開催し、本邦研修に参加していない司法省関係者との間でも情報共有が行われた。

### イ) 主な活動成果

民法改正の方向性に関する報告書（政府提出済み）

民法ドラフト草案の原案（総則、物権、債権編）

### ウ) 小括

ベトナム司法省は、当初、現行民法の一部改正を検討していたが、2010年ころから、民法の全面的、抜本的な改正方針を打ち出し、パンデクテン方式を採用した上、物権制度を導入することを明確にした<sup>6</sup>。民法改正において、ベトナム司法省が

必要とする基本的な情報提供は、上記各活動により、ある程度は行うことができたものと思料する。しかしながら、日本側が提供した情報に基づいて、ベトナム司法省が改正民法のドラフト作成を順調に行っていたかと言えば、これについてはそれほどはかどらなかったというのが現状である。その主な理由は、改正民法のドラフト作成を担当する民事経済法部において、ドラフトを作成すべき法律の優先順位は民法ではなく、婚姻家族法にあった上、そのため、同部の中心的な人材が婚姻家族法のドラフト作成に投入されていたことが挙げられる。加えて、民法のドラフト作成よりも、民法改正の方向性に関する上記報告書の作成に相当の時間を要したことの一因として挙げられる。もっとも、司法省の説明によると、婚姻家族法の起草、政府への報告書作成及び提出（2013年7月提出済み）が一段落し、今後は改正民法のドラフト作成により一層の力を入れていくとのことである。今後、改正民法のドラフト作成のペースが上がることを期待する。

ところで、ベトナム司法省は、改正民法において、物権制度を導入しようとしているが、その前提として、ベトナムには以下のような問題点がある。ベトナムにおいて、土地は全人民所有（国家所有）であり、人民は、土地使用権として、国家から個々の土地を割り当てられ、又は賃貸されている。そして、土地の種類により、取引（譲渡、交換、相続、担保等）ができる範囲も限定されている。仮に物権制度が導入されたとしても、限定的な権利しか持たない不安定かつ不完全な土地使用権上に各種物権が設定されることになる。結局、不安定かつ不完全な土地使用権上に設定された物権について、その絶対性、排他性を担保することができるのかという疑問が生じる。また、土地使用権を所管している法令は土地法であり、担当省庁は資源環境省であるが、土地使用権上に用

<sup>4</sup>ワーキングセッションとは、10数名規模の座談会のような会議を指し、ワークショップは50名規模の会議を指している（筆者私見）。

<sup>5</sup>セミナーは、100名前後の参加者が集まる大規模な会議を指している（筆者私見）。

<sup>6</sup>現行ベトナム民法は、物権制度が導入されておらず、民法の体系については、パンデクテン方式、インスティトゥティオネス方式、いずれとも言えないものになっている。

益物権や担保物権などの物権を設定するためには、まず土地法において、その旨規定する必要がある。しかしながら、資源環境省との間で、物権制度の導入について、足並みが揃っておらず、土地法上、物権が明記されるとは聞いていない。住宅についても、土地使用権と同様の問題が生じている。つまり、住宅については、土地とは違って個人の所有権が認められているものの、それを所管している法令は住宅法であり、住宅法を担当している省庁は建設省であるところ、住宅に対して用益物権、担保物権を設定できるようにするためにには住宅法においても、その旨明記される必要がある。しかしながら、建設省と司法省との間で足並みが揃っていない。上記のとおり、ベトナムの土地制度上の根本的な問題や関係省庁間における連携の脆弱さが、ベトナムにおいて物権制度を導入する上で大きな妨げになっている。

また、一般法・特別法の関係についての理解が不十分な面もある。例えば、営業組織である会社法人については、民法の特別法である企業法に設立、組織、清算等が詳細に規定されている。それにも関わらず、改めて民法の法人の章においても、営業組織に関する規定を詳細に規定することも検討している。そのため、一般法と特別法との関係をどのように理解しているのかという疑問が生じるときもある。

上記のような問題点があるものの、以下のとおり、高く評価すべきされる点もいくつかある。

例えば、本邦研修を実施した約2か月後には、その効果を広く共有するためのワークショップを司法省内で開催し、本邦研修に参加したベトナム司法省関係者が本邦研修で得た知識、経験を発表するなどして、情報共有にも務めた点は高く評価できる。また、JICAの協力の枠外であるが、ベトナム司法省は、現行ベトナム民法の問題点を把握するための地方サーベイも実施しており、その

サーベイ結果をまとめた報告書も作成される（2011年3月）など、民法改正に向けた地道な作業が行われている点は高く評価できる。

ところで、当職は、現地での日常的な活動、本邦研修、短期専門家による現地セミナーをより効果的に実施するため、JICAネットと呼ばれるTV会議システムを積極的に利用することを心がけた。つまり、JICAネットにおいて、長期派遣専門家が現地活動を報告するだけにとどまらず、ベトナム司法省関係者にも参加してもらい、直接、日本側のアドバイザリーグループに対し、ベトナム側が抱えている問題点、関心事項を発表してもらうなどし、JICAネットを、アドバイザリーグループとベトナム司法省関係者との討論の場としたのである。特に、本邦研修、短期専門家を招へいしての現地セミナーの前には、このような形態でのJICAネットを積極的に開催し、本邦研修、現地セミナーがベトナム側の要望が直接的に反映されたものとなるように心がけたつもりである。

民法は、民事分野における国家の基本法であり、その改正作業は一朝一夕でなし得るものではないし、時間がかかることは当然のことである。ベトナム司法省関係者は、限られた時間、人員の中で、その改正作業を進めており、当初のスケジュール（2013年内の国会提出）から遅れてはいるものの、休日出勤もいとわずその作業を進めており、ベトナム側のひたむきな努力に敬意を表したい。

## ② 国家担保取引登記局（担保取引に関する法令の担当）

### ア) 活動の概要

担保取引に関する法規範文書起草のための複数回のワークショップ及び担保取引登記を担当する職員の能力向上のための複数回のトレニ

<sup>7</sup>本アドバイザリーグループは、森嶌昭夫名古屋大学名誉教授ら日本の民法学者数名、ICD教官によって構成され、主にベトナム民法改正作業等をサポートしている、日本側の研究委員会である。

ングコースをベトナムの地方都市において実施した。具体的には、担保取引に関する政府議定 11 号（政令）、担保財産処理に関する合同通達等作成のため、ベトナムの北部・中部・南部において、複数回のワークショップを開催し、ベトナム人専門家（政府機関関係者、銀行実務家等）から司法省国家担保取引登記局が作成したドラフトに対する意見を聴取した。その際、日本人専門家からは、日本の担保制度を紹介したほか、ドラフトに対してもコメントした。

#### イ) 主な活動成果

担保取引に関する政府議定 11 号成立（2012 年 2 月）

担保財産処理に関する合同通達（最終ドラフト作成）

#### ウ) 小括

担保取引に関する政府議定 11 号は、2006 年に制定された担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正したものである。これらの議定は民法で規定されている担保取引を具体的に運用するための議定である。11 号議定には、民法や 163 号議定において規定されていなかった点がいくつか明記された。例えば、登記された物的な担保取引（抵当）が優先されることの原則、保証債務における債権者平等の原則などが明記された。ベトナム民法においては、物権・債権の区別が明確にされていない上、物的担保と人的担保の区別や、担保権者同士の優劣関係についての規定が不明瞭であったことから、11 号議定において、これらがある程度明確になった。ただ、このような諸原則は、やはり民法で規定すべき事項であると思われる。なお、11 号議定において、将来発生する債務を担保する、いわゆる根抵当類似の制度を導入しているが、これに関する規定はかなり抽象的であることから、今後、引き続き、日本側から根抵当制度に関する情報提供を続けていくべきである。

また、担保財産処理に関する合同通達に関しては、司法省は、実際に担保財産の処理を行っているベトナムの各銀行の実務家からも意見を積極的に聴取するなどし、より実践的な合同通達の作成に取り組んでいた点は高く評価できる。しかしながら、ベトナムにおいて、担保財産の処理は、私的実行が原則であり、債務者が担保財産を任意で債権者である銀行等に引き渡さない場合、銀行等債権者は、改めて裁判所に対して担保財産の引渡しを求める訴えを提起せざるを得ない。そのため、担保財産の処理（差押え、売却、換価）には、数年を要することもあり、迅速な担保財産処理の実現のためには抜本的な制度改革（簡易裁判手続の導入、公的な執行機関による担保財産の差押え制度の導入）が必要になるのではないかと考えている。

そのほか、現在、JICA は、将来形成住宅の担保登記に関する合同通達作成に協力しているところ、将来形成住宅の担保登記に関して、住宅法施行のための政府議定 71 号によれば、中央銀行が通達を作成する旨規定されている。他方、首相決定では、司法省が担保取引を担当する旨規定されており、齟齬が生じている。いずれにせよ、司法省は、建設省及び中央銀行との間で足並みを揃える必要があるが、うまくできていないようである。

ところで、国家担保取引登記局副局長は、30 歳と年齢は若いが、日本での本邦研修<sup>8</sup>でも担保制度を主体的に研究し、ベトナムに帰国した後には、上述した本邦研修の結果共有セミナーにおいて、日本で得た担保制度に関する知見を発表したほか、地方で実施されるトレーニングコースでは、講師を務めるなど、顕著な能力向上が認められ、将来が嘱望される。人材育成の結果は、定量的な評価が難しいと言われているものの、現地で活動

<sup>8</sup>この本邦研修は、2012 年 3 月に実施した民法の本邦研修であり、このとき、担保分野に関する研修も実施した。

していると、このような形で若手人材の能力向上を実感することができ、まさに、これは、本プロジェクトにおける正のインパクトと評価できるのではないかと考えている。

### ③ 民事判決執行総局

#### ア) 活動の概要

民事判決執行業務の実務改善及びこれに関する法規範文書起草のための活動を実施した。具体的には、民事判決執行業務の実情を把握するための地方サーベイを実施したほか、実務改善のためのセミナー、民事判決執行に関する政府議定 58 号を改正するためのワークショップを開催した。加えて、2013 年 1 月には本邦研修を実施し、ベトナム司法省関係者による、日本の民事執行の実務調査も行われた。

#### イ) 主な活動成果

民事判決執行法施行（3年）の評価結果レポート

民事判決執行に関する政府議定 58 号の改正草案（最終ドラフト作成）

#### ウ) 小括

民事判決執行総局は、地方でのサーベイを積極的に実施し、現場の執行官（省レベル及び県レベル）から直接意見を聴取し、実務の最前線で発生している問題点<sup>9</sup>の把握に努めた。なお、地方サーベイを実施する数日前には、司法省民事判決執行総局は、あらかじめ調査対象地域となっている執行局に対し、実務上の問題点に関するレポートの作成を依頼していた。そのため、サーベイ当日には、地方の執行局は、レポートに沿って要領よく

<sup>9</sup>サーベイを通じて、判決債務者の財産状況の把握（執行条件の確認）、執行費用の回収、差押え財産の評価等に困難を来していること、共有財産の処理方法に関する具体的なガイドラインが存在しないこと、差押え財産の競売が成功せず、差押え財産を処理できないこと、住宅法における住宅の所有権移転時期（公証時点）と土地法や民法における土地使用権の移転時期（登記時点）が異なるため、住宅と土地の同時処理に苦労していること、企業が解散した場合に一切責任追及できないことなどが明らかになった。

実務上の問題点を発表していたので、容易に実務上の問題点を把握することができた。

また、地方サーベイはベトナム南部の各省が調査対象地域となっていたが、地方サーベイを実施する際には、中央機関である司法省民事判決執行総局職員のほか、ベトナム北・中部地方の執行局長数名（4～5名程度）も同行し、それぞれの地方が抱える実務上の問題点などを紹介していた。その結果、地方サーベイでは、ベトナム北部・中部・南部の執行の実情に関する意見交換も行うことができた。このように地方サーベイは、中央機関が、地方の執行実務の状況を幅広く把握するきっかけになったものと評価できる。そして、上記民事判決執行法施行の評価結果レポートは、これらの活動を通じて抽出された実務的な問題点を踏まえて作成されており、同レポートはかなり実践的なものとなっていた上、同レポートには、実務上の問題点が項目ごとに整理されていた。例えば、問題ごとに、法律改正によって対応すべき問題であるのか、政府議定を改正して対応すべき問題であるのか、実務改善により対応すべき問題であるのか、といったことがきちんとまとめられていたのである。そして、上記地方サーベイ等によって明らかになった問題点等を改善するため、民事判決執行法を具体的に運用するための政府議定 58 号の改正作業も進められた。その改正作業の過程においては、ベトナム北部や南部で、執行官等実務家から、改正ドラフトに対しての意見を聴取するためのワークショップも開催され、日本人専門家からもドラフトに対してコメントを行うなどした。

今後、民事判決執行総局は、民事判決執行法の改正作業に本格的に開始する予定であるが、上記サーベイ等によって抽出された実務的な問題点や、本邦研修等で日本人専門家から得た知見を生かすものと大いに期待できる。

#### ④ 国家賠償局

##### ア) 活動の概要

国家賠償法を普及させるための活動（トレーニングコース）や、国家賠償法運用のための通達作成のためのワークショップを開催したほか、2012年9月には本邦研修を実施し、同年9月には、その結果を共有するためのセミナーも開催した。

##### イ) 主な活動成果

国家賠償局の設立

各種合同通達等の作成

##### ウ) 小括

ベトナムにおいて、国家賠償法は2009年6月に制定され、2010年1月からその施行が開始された。同法施行のための政府議定、各種通達の作成に加え、国家賠償法という新しい法律を普及させるための活動（トレーニングコース）が積極的に展開された。その結果、現在までに政府議定16号や6つの合同通達が作成されているほか、国家賠償請求事案も徐々に増えている<sup>10</sup>。なお、6つの合同通達作成にJICAがすべて関与しているわけではない。このことは司法省国家賠償局がJICAに全面的な支援を求めているわけではなく、自己努力によって、法規範文書の作成に努めていることの表れであると評価できる。また、合同通達作成にあたり、できる限り幅広い関係者から意見を聴取するため、北部や南部でワークショップを開催するようになっている。

そして、2011年7月には、司法省内に国家賠償局が設立され、同局内に、賠償解決業務室や賠償解決センターなども設置され、司法省内において、国家賠償実務を運用するための組織的な基盤も確立されつつある。国家賠償局設立に向けて、JICAが積極的に司法省に協力したわけではない

が、同局が設立されたのは、国家賠償法が成立したためであり、同局設立は同法成立の大きな正のインパクトと評価できる。

そのほか、法律普及のためのトレーニングコースも年に数回開催され、着実に国家賠償法がベトナムに普及されつつある。その際、本邦研修に参加した国家賠償局幹部職員や若手職員が講師となり、地方の司法関係者に対して、ベトナム国家賠償法を説明するとともに、時折、日本で得た知識も紹介するなどして、有益な情報を地方の司法関係職員に提供しており、国家賠償法に携わる中央機関の人材も着実に成長していることも実感できた。

また、民法での本邦研修同様、国家賠償法に関しても、本邦研修で得た知見を幅広く共有するためのセミナーを司法省内で開催され、情報の共有化が確実に推進されつつある点も高く評価できる。

#### ⑤ 司法行政部（戸籍関係）

司法行政部は、戸籍管理を担当している部署であるところ、JICAは、同部が地方に赴き、地方の戸籍管理を担当している司法関係職員に対するトレーニングコースを実施することに協力した。また、2010年10月には、日本の戸籍実務に関する本邦研修も実施した。

ところで、ベトナムの戸籍システムは、出生、婚姻、養子縁組、離婚、死亡等の事由ごとに登記簿が分けられて作成されており、日本のように一つの戸籍簿に上記各情報が記載されて整理されているわけではない。また、長期派遣専門家の能力の観点からして、日本の戸籍システムを詳細に紹介できるものでもない。このような事情から、基本的にはベトナム司法省が実施しているトレーニングコースを実施する際の財政的な支援がメインであった。

<sup>10</sup> 司法省国家賠償局主催のトレーニングコース（2013年6月実施）において、2010年1月からの統計で182件が受理され、137件が解決済みと発表された。

## ⑥ 司法扶助局（公証人関係）

公証人法起草のためのセミナー（1回）とトレーニングコース（1回）を実施したのみであり、特記すべき活動報告や成果はない。

## ⑦ 司法学院

司法学院は、司法省の法律関連職員（執行官、公証人等）、裁判官、弁護士などの法律実務家を養成している司法省傘下の教育機関であるところ、JICAは、同学院に対し、弁護士ハンドブック、刑事事件解決マニュアル、民事事件解決マニュアル等の教程本の作成支援を行ったが、基本的には出版費用等財政的な支援がメインであった。ただ、教程本を作成・改訂するにあたり、そのアウトラインができた段階で日本人専門家との間で意見交換も行っており、日本人専門家の意見が一部反映された形で各種教程本が出版された場合もある<sup>11</sup>。

そのほか、当職において、司法学院の裁判官育成コースの学生や教員に対して、日本の刑事訴訟法を紹介するセミナーも実施した。

## ⑧ 司法省との活動に関する総括

司法省において、法規範文書の作成・改正にあたり、実務上の問題点を踏まえるという業務フローは完成しつつあり、法令の起草支援の活動及び実務改善のための活動を結合させるというJICAの目的はある程度達成できたのではないかと考えている。

しかしながら、以下の問題点も残っている。

司法省内部における各部局間での情報共有、他省庁との情報共有という点では未だ不十分な側面もある。例えば、民法改正において、担保制度は密接に関連する重要論点であるにも関わらず、担保関係の部局の職員が、民法改正のための活動に参加していなかつたり、一方、担保取引に関する法規範文書作成のための活動に民法改正に関連する部局の職員が

参加していなかつたりする場合もあった。このように双方の部局が全面的に協力するという体制が完全にできあがっていない。もっとも、司法省内部でも、これに関しての問題意識は十分に持っており、協力関係が全くできていないわけではなく、できている時もあれば、できていないときもあるという状態である。なお、他省庁との協力関係が不十分な点は、上記で述べたとおりである。

また、ベトナムにおいて、政府議定や通達の作成レベルで解決すべき問題ではなく、法律レベルで解決すべき問題についても、政府議定や通達で解決しようという姿勢も見受けられる。それは、裁判官の法律解釈が認められておらず、通達による事実上の解釈をせざる得ないベトナムの現状に加え、法律で規定すべき事項は何かという法学の基礎的な知識が不足していることがその原因と思われる。

他方で、現地に滞在する長期派遣専門家の能力的な限界を感じた。例えば、民法のような基本的な法令の起草支援においては、日本民法の基本原理・原則に関して、長期派遣専門家からの情報提供に加え、アドバイザリーグループからの助言や直接的な指導により、相当中身のある情報提供を行うことができたものと思われる。しかしながら、国家賠償法や担保取引に関する政府議定等を運用するための通達作成のためのワークショップの場合、かなり細かな実務的な論点も話題となる。そのような場合、日本人専門家では、十分なコメントや情報提供ができない場面も生じる。ベトナムの実務に精通しないまま、うかつにコメントをしたりするとの外れなコメントになってしまう場合もある。ベトナムにおいて、法令運用のために適切な通達作成は必要不可欠であり、統一的、かつ公平な法令運用のために通達作成に協力すべき意義はあるものの、長期派遣専門家がベトナム実務を深く把握しようとすれば、業務範囲が際限なく広がってしまうリスクもある。通達作成支援において、JICAとしてどの程度の協力をどのように

<sup>11</sup>検察官と公安等捜査機関との協力関係、捜査段階における弁護人の不服申立制度を補充するようコメントしたところ、それらを反映する形で、マニュアルが改訂されたようである（司法学院副院長からの聞き取り）。

行っていくべきか、これは、今後、検討すべき課題であると考えている。

## 2 最高人民検察院

### ① 最高人民検察院

#### ア) 活動の概要

最高人民検察院との間では、フェーズ1のころ、検察官マニュアル（第2巻）作成のためのワーキングセッションを複数回行い、その最終ドラフトに対してもコメントした。検察官マニュアルは、2011年3月に完成して出版され、全国の人民検察院、検察官養成所等に配布されて、検察官の執務参考資料として活用されている。

フェーズ2に入ってからは、刑事訴訟法、人民検察院組織法改正のためのセミナーをハノイ市人民検察院及びフエ人民検察院で開催したほか、人民検察院組織法改正のためのワーキングセッションを最高人民検察院において実施したが、その際、日本人専門家からも日本の刑事司法制度等についての簡単な紹介をした。

以上の活動に加え、2010年12月、2012年12月には、最高人民検察院関係者を招へいしての本邦研修も実施した。また、2013年8月には、法務省、JICA等の協力により、最高人民検察院エン・ホア・ビン長官の公式訪日も実現した<sup>12</sup>。

#### イ) 小括

フェーズ2に入ってからは、ハイフォン市人民検察院での活動に軸足が移り、最高人民検察院との活動は限定的であった。ただ、必要に応じて、最高人民検察院からの依頼を受けて、日本の検察組織、検察官の権限等に関する英文資料を作成して提供したり、PDM<sup>13</sup>の枠外ではあるが、日本の

刑事分野における司法共助制度を紹介するためのセミナーを2回開催するなど、最高人民検察院の要望に臨機応変に対応した。

### ② ハイフォン市人民検察院

#### ア) 活動の概要

ハイフォン市人民検察院では刑事事件、民事事件、行政事件、商事事件に関する各種セミナー、トレーニングコースなどを数多く実施した。例えば、刑事事件では、警察と検察の協力関係、告訴・告発事件の処理、被疑者の取調べ、現場検証、死体検証、公訴提起、事件の一時停止・中止処分、公判準備段階での活動（補充捜査）、公判立会、控訴審対応等多岐にわたるテーマで各種セミナー、トレーニングコースを数多く開催し、スキル向上を図った。また、ベトナムにおいて、検察官は、公益の代表者（司法活動の監督者）として、民事事件、行政事件等の公判に参加する必要があることから、その際の尋問技術や観点発表（意見陳述）技術を向上させるためのトレーニングコースなども実施した。このようなトレーニングコースでは、最高人民裁判所理論研究所副所長、公安警察の捜査官、公安警察学校教員などを講師として招待して講演してもらうなど、他の関係機関からの協力を得ながら、活動を展開していた。

さらに、ハイフォン市人民検察院において、刑事訴訟における簡易手続制度に関するサーベイ（対象はハイフォン市内の県級の人民検察院や人民裁判所）を実施し、実務的な問題点を抽出した上、それら問題点を分析し、その分析結果を報告するためのセミナーを開催し、これら一連の活動をまとめた報告書を作成の上、刑事訴訟法改正に関する提言として、最高人民検察院に提出した。

<sup>12</sup>最高人民検察院長官の公式訪日は初めてのことである。

<sup>13</sup>PDMとは、Project Design Matrixと呼ばれるもので、プロジェクトに必要な活動、投入、アウトプット、目標、外部条件、指標等の諸要素とそれらの論理的な関係を示したプロジェクトの概要を説明した表であり、JICAとカウンタ

ーパートとの間で形成された合意に基づいて作成されている。プロジェクト活動は、PDMに従って展開されている。

この点、ベトナムの刑事訴訟法において、簡易手続は、捜査期間が通常よりも短縮されるが、公判手続は通常の公判手続と同じ手続になるのが特徴であるところ、上記サーベイでは、現場の検察官、捜査官は、捜査期間の短縮は捜査活動にプレッシャーがかかるだけであるという意見や、簡易手続であるなら、公判手続を簡略化すべきであり、そのためにも、裁判官単独での公判を実施できるようにすべきであるといった実務家ならではの意見が寄せられた。そして、上記サーベイを実施する際には、簡易手続が行われた刑事案件の裁判傍聴を行い、その後、当該事件に関わった裁判官、検察官、捜査官のほか弁護士などが集まり、その問題点を討論するためのワーキングセッションも開催された。このようにして、ハイフォン市人民検察院は、省級や県級の現場の検察官、捜査官、裁判官、弁護士等実務家から得られた意見を集約し、これらを分析した結果を報告書としてまとめて最高人民検察院に報告した。

加えて、改正憲法、改正刑事訴訟法のドラフトに対しても、省級及び県級の検察官からの意見を聴取するため、セミナーをそれぞれ開催し、現場の意見を集約し、その分析結果をまとめて最高人民検察院に報告した。この点、改正憲法のドラフトを検討するセミナーでは、同ドラフトにおいて身柄拘束における司法審査が削除されていた点に関し、これを削除すべきではないという意見や、弁護人による刑事弁護が被告人だけではなく、被疑者にも拡充されていることを評価する意見などが出されていた。

そして、2012年12月に実施された最高人民検察院に対する本邦研修においては、ハイフォン市人民検察院から6名の検察官が研修員として選定され、日本の刑事訴訟法や刑事実務等を研究し、ベトナムに帰国した後には、研修に参加した検察官が講師となって、その結果を発表するためのセ

ミナーを開催し（2013年3月）、研修に参加していない他の検察官との間で、積極的に日本で得た知見の共有化を図った。また、日本で実際に経験した刑事模擬裁判を実際に自分たちでも実演する<sup>14</sup>などした。

さらに、ハイフォン市司法改革委員会を中心となり、同市人民検察院、同市人民裁判所、同市弁護士会、同市公安、同市人民参審員らによる刑事訴訟手続を改善するための共同セミナーも開催され（2012年10月）、それぞれの機関が刑事訴訟における実務的な問題点を発表していた<sup>15</sup>。その際には、最高人民検察院からも副長官が参加し、その議論に耳を傾けていた。

そのほか、日本の刑事訴訟法を紹介するセミナーを当職が実施したり、東京大学大澤裕教授にも来越していただき、「戦後、日本の刑事訴訟法が職権主義から当事者主義へと移行した経緯」をテーマとした講演もしていただいた。現在、ベトナムの刑事訴訟法は職権主義的な刑事訴訟法であるが、公判における当事者の討論を活発化させるため、当事者主義的な要素を取り入れることを検討しており、上記のようなテーマで講演会を実施した。

#### イ) 小括

ハイフォン市人民検察院は、上記のとおり、非常に積極的かつ活発にプロジェクト活動を展開している上、そこで発表される意見等は非常にレベルが高いものであった。

また、ハイフォン市で実施される各種活動には、セミナー等のテーマに関連する部局の最高人民

<sup>14</sup>事案は、被告人4名が共謀の上、2名の被害者に暴行を加え、傷害を負わせた事案であり、被告人のうち1名が未成年であり、しかも、身柄拘束中に弁護人を付きなかったという手続き違反が争われた。使用された模擬事件記録も司法研修所等で使用されている白表紙のようなものであり、完成度の高いものであった。

<sup>15</sup>本セミナーは、日本の第一審協議会のようなものであり、参加者は、忌憚なく自らの立場で意見を発表していた。

検察院幹部（部長、副部長クラス）も参加しており、ハイフォン市での議論を直接見聞きし、必要に応じてコメントもしていた。例えば、2013年9月上旬に、控訴審対応をテーマとしたセミナーが全国で実施されることになっていたところ、これに先駆け、ハイフォン市人民検察院では、同様のテーマで、同年8月中旬にセミナーを実施した。そして、その際には、最高人民検察院控訴審部部長が参加しており、同部長は、ハイフォン市でのセミナー結果や意見を参考にしながら、全国セミナーを実施したいと話していた。このようにハイフォン市人民検察院の活動経験が、最高人民検察院を通じて、全国的に展開されており、顕著な活動成果が得られている。そのほか、上記のとおり、ハイフォン市人民検察院においては、本邦研修に参加した検察官が、その成果を幅広く共有するための活動（結果共有のためのセミナーや模擬裁判）を実施しており、個人的に得ることのできた活動成果を組織的に共有するための活動を積極的に実施しているものと評価できる。

こうした JICA との活動に加え、通常の検察業務においてもめざましい活動があったことから、ハイフォン市人民検察院は、国家主席から独立勲章3等を受賞した。なお、地方の人民検察院がこのような勲章を授賞できるのは極めて稀なケースであり、全国的にも2例目か3例目とのことである（省級の人民検察院は全国で63）。

### ③ 地方の人民検察院との活動

パイロットエリアとなったバクニン省（フェーズ1）やアドバンスドアクティビティエリアとなったハイフォン市（フェーズ2）での活動経験を踏まえ、ラオカイ省、ハイズオン省及びクアンビン省の各人民検察院においても、日越刑事訴訟法比較セミナーを実施した。いずれのセミナーにも、各省共産党幹部（副書記レベル）、裁判官、弁護士、公安関係者など幅広い関係機関が参加していたほか、検察官も省

級だけではなく、県級の検察官も参加しており、参加者の関心事項は、日本の検察官の捜査権限、起訴便宜主義、起訴状一本主義、公判における交互尋問、裁判員裁判制度、高等検察庁の役割及び地方検察庁との関係等であった。これら地方の人民検察院も、JICA との活動を通じて得た知見を生かしながら、最高人民検察院に対して、刑事訴訟法改正、人民検察院組織法改正への提言を行っていくとのことである。このようにバクニン省やハイフォン市といった特定エリアでの活動経験が、徐々にではあるが、全国的に拡大しつつある点は評価できるのではないかと考えている。

### 3 その他の特記事項

#### ① JCC（共同調整委員会）の開催

各カウンターパートと JICA プロジェクトが一同に会する JCC については、当職が赴任するまで一度も開催されていなかった。しかし、2012年1月に初めて JCC を開催し、その後、同年5月、2013年2月にも JCC を開催して、各カウンターパート間で、活動状況についての情報共有を図ることができた。ただ、JCC では、各カウンターパートが、それぞれの活動内容を発表することが中心であり、積極的な意見交換が行われ、中身のある深い議論ができるとは言えないのが現状である。

#### ② ラオス法整備支援プロジェクトとの連携（法整備分野における南南協力の実現）

##### ア) ラオス刑訴法ワーキンググループのベトナム訪問の受け入れ

現在、ラオスにおいても、法整備支援プロジェクトが進行中であり、同プロジェクトにおいても、刑事訴訟法の改正支援を行っている。ラオスもベトナム同様、社会主義国家であり、刑事訴訟法についてもベトナムの制度に類似していることから、ベトナム刑事訴訟法を研究したいとのラオス側からの要請を受け、2013年1月、ラオス刑訴法

ワーキンググループ 15 名をベトナム（ハノイ市）に招いた。そして、最高人民検察院においてベトナム刑事訴訟法の改正の方向性についての講演、司法省司法学院においてベトナムにおける刑事訴訟法の教材・教育プログラムの紹介、ベトナム弁護士連合会においてベトナムにおける刑事弁護制度の講演を、それぞれ行ってもらった。また、バクニン省人民裁判所においては、刑事裁判の法廷傍聴に加えて、同裁判所副長官との座談会も実施した。上記訪問は、4 日間という非常に短いプログラムであったものの、各講演等はレベルが高く、ラオス側の要望に沿ったものであったことから、ラオス側は積極的にベトナム側に質問をするなど、非常に充実した議論が展開された<sup>16</sup>。

#### イ) ラオス刑法改正セミナーへのベトナム人専門家の派遣

ラオスにおいて、刑法改正作業が本格化したことから、そのキックオフセミナーが 2013 年 5 月に実施され、その際、ラオス司法省からの要請を受け、ベトナム最高人民検察院、ハイフォン市人民検察院から検察官 3 名をラオスに派遣し、ベトナム刑法の概要、改正方向に関する講演、ベトナム財産犯の特徴についての講演をしてもらった。

#### ③ 憲法改正に関する活動

2012 年 7 月には、ベトナム政府高官<sup>17</sup>による憲法調査団の派遣を実施し、長谷部東京大学教授、高見上智大学教授等による講演のほか、最高裁判所、法務省、愛知県庁、名古屋大学などに訪問するなどして、日本国憲法を研究した。主な研究テーマは、権力分立、国民主権、地方自治、人権保護制度、判例制度等であった<sup>18</sup>。本調査団の派遣は、2011 年 8 月、

当職がクオン司法大臣と面談した際に、同大臣からの派遣要請を受けたことがきっかけで、その後、当時の JICA ベトナム築野所長、坪井早大教授等の協力を得て実現したものである<sup>19</sup>。

#### ④ 日本側要人の訪越受入れ

2012 年 1 月に、当時の平岡法務大臣の訪越を受け入れたほか、2010 年 6 月には、当時の法務省大野事務次官の訪越、2013 年 8 月には法務総合研究所酒井所長の訪越を、それぞれ受け入れた。その際には、在越日本大使館と協力しつつ、必要なアレンジをして、いずれの訪越も成功裏に終えることができた。

#### ⑤ インターンシップの受入れ

当職の赴任前から、中央大学や関西大学からインターンシップの学生を受け入れており、これらを継続するとともに、2010 年からは、ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育センターのベトナム人の学生（1～3 名）をインターンシップとして受け入れることも開始した。

### 第 5 最後に

上記のとおり、ベトナムでの約 3 年 6 か月にわたる活動は概ね良好であった。これは、当職だけの努力というよりも、現地で活動するプロジェクト専門家、ベトナム人スタッフの協力はもちろん、JICA 本部及びベトナム事務所、アドバイザリーグループをはじめとした日本の法律学者の方々、法務省（特に ICD）、最高裁、日弁連、外務省（在越日本大使館）、通訳者等の総力が結集したたまものである。また、ベトナム側カウンターパートが、より効果的なプロジェクト活動を実施するために創意工夫をしていたことも見逃せない。つまり、当職がベトナム側カウ

<sup>16</sup> 本活動については、ICD ニュース第 55 号（2013 年 6 月発刊）で紹介済み。

<sup>17</sup> グエンスアンフック副首相、チュオンホアビン最高人民法院長官、ハーフンクオン司法大臣大臣クラス 4 名のほか事務次官クラス 8 名の総勢 24 名の訪日団であった。

<sup>18</sup> 本調査団の結果については、ICD ニュース 52 号（2012 年 9 月発刊）で紹介済み。

<sup>19</sup> 本調査団の結果については、ICD ニュース 52 号（2012 年 9 月発刊）で紹介済み。なお、調査団派遣後、JICA ベトナム事務所は、国会法律委員会等と協力して、憲法改正に協力を継続したが、本プロジェクトの本来活動の遂行に支障を來したため、憲法改正に関する活動への協力を継続できなかった。

ンターパートに対し、あれこれ指示をしながら、プロジェクト活動を遂行していたわけではなく、ベトナム側カウンターパートのオーナーシップに任せ、それが円滑に遂行できるように若干のお手伝いをしたに過ぎない。そういった意味で、ベトナム側カウンターパートが、そのオーナーシップを発揮できる環境作りが重要であるとつくづく感じた。特に、チーフアドバイザーの業務は、総括であり、大所高所からの視点が必要であり、常にプロジェクトが円滑に遂行できるかを考える必要がある。当職によるベトナム側に対する法律的な情報提供は、極めて限定的なものであったように思う反面、プロジェクトのマネジメントがうまくいったことが、良好な活動成果を得ることができた大きな一因と思われる。いずれにせよ、このような大規模なプロジェクトに関与することができたこと、本当に数多くの皆様から多大なる支援を頂けたことに心から感謝の意を表したい。

本当にありがとうございました。

以上